

## <狂犬病予防法による飼い主義務>

### 1. ワンちゃんを市区町村へ登録しましょう

生後91日を過ぎて飼われるすべてのワンちゃんが対象で、引っ越しをした場合は登録をし直す必要があります。登録すると、「犬鑑札」という小さなプレートが配布されますが、これにはワンちゃんの登録ナンバーが記載されています。

### 2. 年1回狂犬病予防接種を受けさせましょう

年1回接種させることが義務付けられています。狂犬病は発症すればほぼ死に至る恐ろしい病気で、ワンちゃんだけでなく人間を含む、ほとんどの哺乳類に感染します。

### 3. 鑑札と注射済票を着用させましょう

迷子になった際、飼い主さんのお家に帰ることを助ける役割があります。

## <動物愛護法による飼い主義務>

### 1. 終生飼養が義務、飼育放棄をしてはいけません

人間と共に生きる動物を「一生涯責任を持って飼育すること」が義務付けられています。これは「虐待」を禁止するだけでなく、適切な環境や方法で飼育をしない「ネグレクト(飼育放棄)」も禁止しています。

### 2. 適正飼育が困難になる場合は不妊手術をしましょう

2020年6月から、適切な飼育が困難になる場合の不妊手術の実施が義務付けられました。

ペットが健全な環境で生きられなくなる「多頭飼育崩壊」を防ぐ決まりです。

### 3. 地域の条例によっては多頭飼育の届け出が必要です

10頭以上を飼育されている方は、市区町村のホームページを確認しましょう。

**ご家族としてワンちゃんの一生を見守りましょう**